

## 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会ジュニア育成支援制度要項

ジュニア育成支援制度要項は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（以下「本会」という。）が重点施策として実施している『ジュニア育成』として、講演会等開催支援制度、ジュニア指導者支援制度、被災地交流支援制度、国際交流支援制度及び体験教室開催支援制度の5つの制度を設け、市民スポーツ振興のために必要不可欠なジュニア年代の育成を推進するとともに、そのジュニアを指導する指導者の育成を進めていくものとする。

なお、ジュニア育成支援制度の補助金を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書及び必要な書類を提出するものとする。

### 1. 《講演会等開催支援制度》

交付対象→本会に所属する団体が開催する、ジュニア育成のための講演会・講習会等の開催経費

- \* 講演会・講習会を主催として開催する場合に限る。（参加は対象外）
- \* ジュニア育成目的以外の講演会・講習会は対象外
- \* 各種スポーツ大会の開催経費は対象外

対象内容→講演会・講習会等の開催経費の内1/2以内で上限を50,000円とする。

- \* 年度を通して1回のみ（複数回開催は対象外）

### 2. 《ジュニア指導者支援制度》

交付対象→本会に所属する団体で、ジュニア指導者育成に関する研修会・講習会等への参加経費

- \* 審判資格取得（継続取得）研修会・講習会は対象外
- \* ジュニア指導者育成目的以外の研修会・講習会は対象外

対象内容→研修会・講習会等の参加経費の内1/2以内で上限を20,000円とする。

- \* 研修会・講習会受講料の他、交通費・宿泊費も補助の対象として含まれる。
- \* 研修会・講習会終了時に終了証又は受講証明書等が発行されるもの又は同等の証明書類が発行されるもの。
- \* 年度を通して1回のみ（複数回開催は対象外）

### 3. 《被災地交流支援制度》

交付対象→本会に所属する団体の内、ジュニアで構成される団体が、被災地のジュニア団体と交流するために係る経費

- \* 指導者は補助の対象とする。
- \* 父兄等の随行者は補助の対象外とする。

対象内容→1名当りに係る経費の1/2以内で上限を10,000円とし、対象数の上限を20名とする。(最大10,000円×20名=200,000円)

\*交通費・宿泊費も補助の対象として含まれる。

\*交流とは、スポーツ（交流試合等）による交流の他、訪問先のジュニアとのスポーツ（交流試合）以外のふれあいが含まれていること。

(例) ホームステイの実施や訪問先ジュニアとの懇親会の開催等

\*年度を通して1回のみ（複数回開催は対象外）

#### 4.《国際交流支援制度》

交付対象→本会に所属する団体の内、ジュニアで構成される団体が、国外で訪問先のジュニア団体と交流するために係る経費

\*指導者は補助の対象とする。

\*父兄等の随行者は補助の対象外とする。

対象内容→1名当りに係る経費の1/2以内で上限を20,000円とし、対象数の上限を20名とする。(最大20,000円×20名=400,000円)

\*交通費・宿泊費も補助の対象として含まれる。

\*交流とは、スポーツ（交流試合等）による交流の他、訪問先のジュニアとのスポーツ（交流試合）以外のふれあいが含まれていること。

(例) ホームステイの実施や訪問先ジュニアとの懇親会の開催等

\*年度を通して1回のみ（複数回開催は対象外）

#### 5.《体験教室開催支援制度》

交付対象→本会に所属する団体の内、競技人口の拡大を目的としてジュニアを対象に体験教室等を実施するために係る経費

\*教室は無料体験教室に限定する。

対象内容→体験教室の開催経費の内1/2以内で上限を20,000円とする。

\*飲食に伴う経費は対象外とする。

\*年度を通して1回のみ（複数回開催は対象外）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。